

新・名寄市行財政改革推進計画

(後期実施計画)

[平成 24 年度～平成 28 年度]

平成 2 4 年 4 月

名 寄 市

1 新・名寄市行財政改革推進計画（後期実施計画）策定の基本的考え方

(1) これまでの取り組み

新・名寄市行財政改革推進計画に掲げた簡素で効率的な行政運営、健全な財政運営、市民と協働の行政運営の3つの基本方針及びそれぞれの具体的推進項目に基づき、その内容を具現化していくために、実施項目、実施内容、スケジュール及び所管部局（課）などを明らかにし、行財政改革の推進に取り組んできました。

(2) 新・名寄市行財政改革推進計画（後期実施計画）の計画期間

新・名寄市行財政改革推進計画（後期実施計画）の推進期間は、新・名寄市行財政改革推進計画（後期基本計画）に基づく取り組みを集中的に実施していく期間として、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

《「新・名寄市行財政改革推進計画（後期基本計画）」及び「新・名寄市行財政改革推進計画（後期実施計画）」の計画期間》

新・名寄市行財政改革推進計画 平成18年度～平成23年度 (6カ年)	新・名寄市行財政改革推進計画（後期基本計画） 平成24年度～平成28年度（5カ年）
	新・名寄市行財政改革推進計画（後期実施計画） 平成24年度～平成28年度（5カ年）

(3) 新・名寄市行財政改革推進計画（後期実施計画）の位置付け

新・名寄市行財政改革推進計画（後期実施計画）は、新・名寄市行財政改革推進計画（後期基本計画）の実施計画の一部として定めるもので、毎年推進項目などの検証や見直しのためのローリングを行い実施状況などについて報告をしていきます。

(4) 新・名寄市行財政改革推進計画（後期実施計画）の構成

新・名寄市行財政改革推進計画（後期実施計画）で取り組みを進める事項については、平成19年2月に策定した新・名寄市行財政改革推進計画に掲げた推進項目の中で平成23年度に見直しを行い継続して実施しなければならない項目と新たに取り組むべき項目を、3つの基本方針及び推進項目ごとに、実施項目、実施内容及び所管部局（課）などについて整理を行っています。

(5) 新・名寄市行財政改革推進計画（後期実施計画）の進行管理

新・名寄市行財政改革推進計画（後期実施計画）に位置付けられた各推進項目については、それぞれの所管部局（課）により計画的な取り組みを進め、庁舎内に設置した行財政改革推進実施本部及び専門部会などにおいて毎年度、その進捗状況や成果を把握しながら進行管理を行い、その結果を市民へ公表することにより、PDC Aサイクル（Plan 計画⇒Do 実行⇒Check 検証⇒Action 改善）を確立し、市民と一体となった行財政改革の推進を図ります。

なお、社会経済情勢の変化に伴い計画内容の変更をする場合は、必要に応じて見直しができるものとします。

2 新・名寄市行財政改革推進計画（後期実施計画）の取り組み項目

新・名寄市行財政改革推進計画（後期実施計画）は、新・名寄市行財政改革推進計画（後期基本計画）に掲げる簡素で効率的な行政運営、健全な財政運営、市民と協働の行政運営の3つの基本方針及びそれぞれの具体的推進項目ごとの整理を行い、次の68項目について取り組みを進めます。

《個別課題推進計画》

基本方針1 簡素で効率的な行政運営

① 施策推進体体制の充実

		推進項目	行政評価システムなどの推進及び活用
番号	実施項目	実施内容	
1	事務事業評価の充実	既存事業の必要性・有効性及び目標達成度について検証・評価を行い、これに基づき各部署が主体的、継続的に事務事業の改善、見直しを図ります。	
2	施策評価の推進	事務事業の選択や重点化を図るため、施策を構成する事務事業の優先度を明らかにする施策評価を導入し検証を行います。	
3	外部評価の推進	評価の客観性・信頼性を確保するため、第三者による外部評価制度を導入し、委員の意見を取り入れながら評価システムの検証を進めます。	
4	パブリック・コメント制度の検証及び推進	政策などの策定に当たって、積極的な市民の行政運営への参加が求められています。市民生活にかかわる施策などの決定に際し、市民の意見を反映させるための機会を設けるとともに、今後において、制度の浸透、熟度の向上を目指します。	

		推進項目	情報公開条例及び個人情報保護条例の適正な運用
番号	実施項目	実施内容	
5	情報公開条例の適正な運用	情報公開の実施状況の公表を行うとともに、行政情報について、広報やポータルサイトなどを活用し積極的な情報提供に努めます。	
6	個人情報保護条例の適正な運用	市が保有する個人情報の適切な取扱いを確保し、個人情報に関する開示、訂正及び利用停止の請求権を保障することで、個人の権利利益の保護を図るとともに個人情報保護の重要性について市民の認識向上に努めます。	

		推進項目	広報広聴機能の充実
番号	実施項目	実施内容	
7	広報広聴機能の充実	市民と行政の情報の共有化を図るため、印刷物をはじめとする各広報媒体の機能、あり方などの検討を行います。また、市のポータルサイトやまちづくり懇談会、出前トークなどの一層の活用を図るとともに、新たな広聴機会の創出に取り組み、適時適切な広報広聴活動をより効果的、効率的に実施します。	

② 人材育成の推進

		推進項目	職員意識の向上
番号	実施項目	実施内容	
8	人材育成基本方針の推進	地方分権が本格化する中、地方自治体は自己責任において自立的・効率的な行政を推進することや組織のスリム化に伴う人材育成と職員の資質の向上が求められていることから人材育成基本方針に基づく取り組みを積極的に進めます。	
9	公務員倫理の徹底	市職員は市民の奉仕者であり、その職務は市民から負託された公務であることを充分認識し、市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図るため市職員倫理規程の周知徹底を図るとともに職員のコンプライアンスを促すための取り組みを行います。また、公益通報者保護法に基づく規程の制定に向けて検討します。	
10	コスト意識の徹底	全庁的な経費削減への啓発を実施し、職員のコスト意識の徹底を図ります。	
11	職員提案制度の活用	職員提案制度が活用されていない実情を踏まえ、職場での環境づくりを積極的に行います。また、ゼロ予算事業などの取り組みについても多くの職場やグループ・個人から提案ができる組織づくりを行います。	
12	職員研修の充実	人材育成基本方針に基づき、職員研修の充実を図ります。職場内研修はもとより派遣研修についても年間研修計画を作成するなかで一人でも多くの職員が研修に参加できるような機会を設ける体制づくりを行います。また、各職場における業務マニュアルの作成を行います。人事交流についても、職員の資質の向上を目指し積極的に取り組みます。	

推進項目

メンタルヘルス対策の推進

番号	実施項目	実施内容	
13	メンタルヘルス対策の推進	心の病を事前に防止するため、職員自身に対する健康管理の意識啓発や職員研修を実施します。さらには、相談窓口の設置や長期療養者の円滑な復職を支援するため総合的な対策を図ります。メンタルによる病休者が増加傾向にあることから職場復帰支援プログラムの作成に向けて協議を進めます。	

推進項目

接遇研修の実施

番号	実施項目	実施内容	
14	接遇マニュアルの実践及び研修の実施	接遇マニュアルの実践及び研修の実施により、応接態度の改善や親切でわかりやすい情報の提供を図ります。職員接遇マニュアルの見直しを行い市民サービスの向上を図ります。	
15	窓口手続きの簡素化・迅速化・サービスの向上	各種届出・申請用紙の簡素化・統合化の検討を行います。窓口業務のマニュアル化を実施し、業務ノウハウの標準化と共有により総合窓口化を推進し窓口業務の迅速な対応を図ります。また、市民の利便性を向上させるため、市民の視点に立ったサービス提供を検討します。窓口業務対応マニュアルの作成について検討を行います。	

		推進項目	適正な人事制度の推進	
番号	実施項目	実施内容		担当課
16	人事評価制度の検討	職員能力の向上、職員士気の向上、組織の活性化を図るため、公平性・透明性・納得性の高い人事評価制度の構築・導入に取り組みます。		総務課
17	人事異動希望制度の推進	人事異動希望制度を活用し、職員個々の能力・資質に基づいた適材適所の職員配置を図ります。また、提出方法や提出者に対する面接などを行うなどきめ細やかな対応に配慮します。		総務課 行革・職員・ 研修担当

③ 組織と職員制度の見直し

		推進項目	組織・機構の見直し	
番号	実施項目	実施内容		担当課
18	組織・機構の簡素合理化の推進	組織のスリム化や新たな行政課題・市民のニーズに対応できる業務の見直しや住民サービスの低下につながらないような課・係の統廃合を検討します。		全 課 総務課
19	小・中学校の再編・統合	小中学校施設整備計画を基本として、児童生徒数の動向などを把握しながら適正で計画的な学校配置を目指します。		学校教育課

		推進項目	定員適正化	
番号	実施項目	実施内容		担当課
20	定員適正化計画の策定	平成21年度から平成26年度までの6年間について定員適正化計画を策定し、職員数の抑制を図ります。その後の2年間についても新たな定員適正化計画を策定して職員数の抑制を継続します。また、平成25年度における技術職の大量退職に備えた職員採用や仕事の継承ができるような体制づくりを行います。 ※職員数（病院を除く）は、平成21年4月1日から平成26年4月1日までに、73人を削減予定。		総務課 行革・職員・ 研修担当
21	業務量に応じた適正な人事配置の実施	両庁舎における事務量の調査・分析を行うため職場状況調査などを実施しながら客観的な定員モデルに基づき、業務の質・量に応じた適正な人事配置を図ります。		総務課 行革・職員・ 研修担当

		推進項目	民間活力の導入	
番号	実施項目	実施内容		担当課
22	指定管理者制度の活用	既に32施設について導入済みですが、他の施設についても設置目的、管理形態、利用状況などを勘案して、利用者に対するサービス向上や経費の削減を図るため、指定管理者制度を活用します。（主な施設一覧 別紙10P）		各施設所管課
23	施設の管理・業務の民間委託の推進	行政の責任領域、費用対効果、市民サービスなどの内容を明確にし、施設の管理・業務全般について点検し、委託が可能なものについて検討します。（主な施設一覧 別紙10P）		全 課

		推進項目	民間活力の導入
24	学校給食センターの業務委託	管理、調理、配送などそれぞれの業務内容について点検を行い段階的に業務委託を検討します。(当分の間については、臨時・嘱託職員の配置により直営で経費の節減を図ります。)	学校給食センター
25	児童センターの管理委託	利用者やボランティアとの連携を図り、管理業務の委託を検討します。(当分の間については、直営で経費の節減を図ります。)	児童センター
26	図書館の管理運営委託	管理運営業務の委託、または、指定管理者制度の活用を図ります。(当分の間については、直営で経費の節減を図ります。)	図書館
27	北国博物館の管理委託	管理業務の委託、または、指定管理者制度の活用を図ります。(学芸員の配置などが必要であることから、当分の間については、直営で経費の節減を図ります。)	北国博物館
28	下水処理場の民間委託	維持管理の効率化を図るためアウトソーシング(外部委託)、または、指定管理者制度の活用を図ります。(技術者の確保などが難しいことから、当分の間については、直営としますが、民間委託に移行できる体制を時間をかけて検討します。)	下水処理場
29	市民会館の民間委託	業務内容の総点検などにより全ての業務について委託などの検討を行います。 ※平成26年8月に(仮称)市民ホールが完成した段階で施設を廃止します。	営業戦略課
30	風連スキー場の民間委託	風連スキー場については、業務委託(リフト運行、ヒュッテ管理、ゲレンデ整備)を行っていますが、今後においては、他の風連地区の施設と同様に指定管理者制度の活用を検討します。	風連生涯学習担当
31	風連地区集会施設の地域による自主管理運営方式への移行	自主管理を基本として地域と協議をし、地域組織へ維持管理の委託を進めます。 ※平成24年度に予定されている名寄市風連地区地域振興審議会の答申内容に基づき内容の検討を行います。	地域住民課
32	風連海洋センター及び周辺体育施設の民間委託	施設の管理運営について指定管理者制度を活用します。 ※他の風連地区の施設と同様に指定管理者制度の活用を検討します。	風連生涯学習担当
33	公共サービス改革法による官民競争・民間競争入札の導入検討	行政が担う業務を抜本的に見直すために、費用対効果などの調査を十分に行いながら制度導入を検討します。	各所管課 財政課
34	水道事業の業務委託	業務内容の総点検などを行い、業務委託範囲について検討します。(技術者の確保などが難しいことから、当分の間については、直営として経費の節減を図ります。)	上下水道室

		推進項目	職員給与などの見直し
番号	実施項目	実施内容	
35	給与の見直し	平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間、給料月額から1.7%～2.7%の削減を行います。	
36	諸手当の見直し	平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間、期末・勤勉手当に係る役職加算について全て凍結します。	
37	時間外勤務の縮減	職員の適正配置、業務の一層の効率化を図り、時間外勤務縮減の取り組みを図ります。	

④ 事務事業の改善

		推進項目	事務事業の見直し及び統廃合
番号	実施項目	実施内容	
38	事務事業の見直し・廃止・縮小の検討	現行の事務事業や合併時の事務事業調整項目、補助金、負担金、委託料などの項目を対象に、事務事業のコスト、成果を明確にし、「行政の関与の妥当性」「成果の達成状況」「廃止した場合の影響」など、さまざまな方面から検討を加え事務事業の見直し・廃止・縮小を実施します。	
39	窓口ワンストップサービスの検討	各種証明書の発行手続、公営住宅の入退去や上下水道の手続などを集約した窓口体制を構築し、市民サービスの向上を図ります。	
40	施設カルテの作成	各公共施設の改修・更新・廃止の判断基準となる基礎資料として耐用年数、老朽度、利用状況や必要度など整理した施設カルテを作成します。	
41	広域行政の推進	地方自治体へのニーズの高度化、行政サービスの専門化や高度化が求められていることから、定住自立圏形成協定に基づき、広域的な視点から連携・協力を図ります。	
42	各種公共的団体などの統合	新市の速やかな一体性を確立するため、名寄、風連地域で共通している団体などについて、それぞれの事情を尊重しながら統合または再編するよう調整を図ります。	

		推進項目	各種協議会への参画及び負担金の見直し
番号	実施項目	実施内容	
43	各種協議会への参画及び負担金の見直し	加入している各種協議会や団体について、脱会も視野にいれ加入意義を検討するとともに、負担額についても専門部会などを設置して、基準などの見直しを行います。	

		推進項目	ICTを活用した行政の推進
番号	実施項目	実施内容	
44	電子申請・届出の推進	北海道が進めるHARP構想と連動し、市民に対してインターネットでの電子申請・届出の利用促進を図ります。	

基本方針 2 健全な財政運営

① 歳入の確保

		推進項目	遊休財産の有効活用又は売却
番号	実施項目	実施内容	
45	伐期時期市有林の計画的売却	市場の動向を調査しながら伐期時期の市有林について計画的な売却を図ります。	
46	遊休資産（未利用地）の処分及び活用	資産の有効活用を図るため、土地の積極的な売却や貸付を行うなど、適切な利用を推進します。	
47	公共物などへの有料広告の掲載	自主財源を確保するため、ポータルサイトや広報紙などへの有料広告掲載基準を策定し、収入増加を図ります。	
		担当課	財政課 耕地林務課 企画課 情報システム 担当

		推進項目	収納率の向上及び滞納整理
番号	実施項目	実施内容	
48	市税、各種使用料などの徴収体制の強化	各歳入項目ごとに現年度と過年度の数値目標を設定しながら収納率向上対策計画をたて、負担の公平性の確保や納付意欲の向上、納めやすい環境づくりなどの検討を行い収納率向上を図ります。	
49	市税、各種使用料などの納付方法の拡大	クレジットカードやコンビニ収納など新たな収納方法の拡大について検討します。	
50	悪質滞納者への対応強化	行政サービスの制限や財産の差押えの強化など、措置の基準を定めるなど対応強化について検討します。	
51	新たな税と適正な税負担のあり方の検討	新たな行政課題への対応や市独自の施策を展開するための財源確保策として、新税の導入や税負担のあり方を検討します。	
		担当課	税務課 各所管課 税務課 各所管課 税務課 各所管課

		推進項目	受益者負担の適正化
番号	実施項目	実施内容	
52	無料施設有料化の検討	管理コストや利用実態などを検証し利用者負担のあり方を見直し、有料化への転換を図ります。	
53	有料施設の使用料見直し	管理コストや利用実態などを検証し、減額及び免除の基準も含め、受益と負担の確保と他自治体との均衡を考慮し、利用者負担のあり方を見直し、適正な使用料への改定を図ります。専門部会などを設置して新名寄市としての使用料の新たな基準を平成28年度までに策定します。	
54	手数料の見直し	コストなどの状況を検証し、適正料金への見直しを図ります。 ※専門部会などを設置して5年毎に手数料の見直しについて検討します。	
		担当課	各所管課 各所管課 各所管課

		推進項目	資産の有効活用
番号	実施項目	実施内容	
55	基金の国債運用	普通交付税の合併算定替支援の終了に対応した基金の効果的及び効率的な管理のため国債運用を行います。	
		担当課	財政課

② 効果的な歳出の実行

推進項目	公債費などの適正化
------	-----------

番号	実施項目	実施内容	担当課
56	公債費負担適正化計画の推進	公債費負担適正化計画に基づき、歳入の確保や歳出の削減を図り、実質公債費比率の引き下げを図ります。	財政課

推進項目	補助金の見直し
------	---------

番号	実施項目	実施内容	担当課
57	補助金の終期の設定	全ての補助金について、補助期間の設定を行います。	全課 財政課
58	補助金の減額・廃止の検討	補助金の必要性、費用対効果、経費負担のあり方などを検証し、減額や廃止による整理合理化を図ります。 ※専門部会などを設置して5年毎に補助金の金額について見直しを検討します。	全課 財政課
59	運営補助から事業補助への切替検討	補助金の使途の透明化を図るため、原則として運営補助から事業補助への切替を進めます。 ※専門部会などを設置して5年毎に見直しを検討します。	全課 財政課

推進項目	公営企業などの経営健全化
------	--------------

番号	実施項目	実施内容	担当課
60	病院事業の経営健全化推進	経営の健全化を図るには極めて厳しい状況に直面しています。市立病院のあり方、経営・運営形態などについて検討し長期安定経営に向けた方向性を定めます。	市立病院
61	水道事業の経営健全化推進	社会経済状況の変化や生活様式・形態の変化により水需要が減少しています。このような状況に的確に対応するため、将来にわたり安定的な経営基盤の強化を図ります。	上下水道室
62	下水道事業の経営健全化推進	管網整備はほぼ終了していることから、今後、老朽管の補修や改修などの新たな施設整備が課題となります。投資の効率化や受益者負担のあり方、経費の縮減などを検討し経営改革を実行します。	上下水道室

推進項目	第3セクターの見直し
------	------------

番号	実施項目	実施内容	担当課
63	(株)名寄振興公社の健全化	行政施策と密接に連携しながら、公共サービスの提供主体のひとつとして重要な役割を担ってきています。今後において、市の関与のあり方など多角的視点から長期安定経営に向けた方向性を検討します。	営業戦略課

基本方針 3 市民と協働の行政運営

推進項目 自治基本条例の推進

番号	実施項目	実施内容	担当課
64	自治基本条例の推進	自治基本条例を本市の最高規範として、基本理念及び基本原則に基づく市民主体のまちづくりの実現を目指します。	企画課

推進項目 自治組織の整備

番号	実施項目	実施内容	担当課
65	地域自治区の整備	地域、市民の意見を行政に反映させるとともに、連携・協力を目的として地域自治区の創設を目指します。	企画課

推進項目 市民参加による「まちづくり」の推進

番号	実施項目	実施内容	担当課
66	ボランティア制度の導入検討	市民の行政参加の一環として、自主的で自発的な活動ができる制度の導入について検討します。	全課
67	市民団体（町内会含む）など及びNPOとの連携強化	市民団体や町内会、NPOなど諸団体と行政が役割や責任を分担し、連携・協力して、公共サービスの提供や地域課題を解決する協働のシステムを構築します。	企画課

推進項目 男女共同参画の推進

番号	実施項目	実施内容	担当課
68	市政への女性参加の推進	名寄市男女共同参画推進計画に基づき、審議会や協議会などへの女性登用の推進を図ります。推進にあたっては、全庁的な取り組みを行いながら、委員選出の見直しや女性枠の確保など実効性のある方法を検討します。	全課 企画課

主 な 施 設 一 覧

施 設 名	担 当 課	施 設 名	担 当 課
(名寄地区)		(風連地区)	
保健センター	保健センター	一般廃棄物最終処分場	環境生活課
総合療育センター	こども未来課	歴史民俗資料館	北国博物館
第1老人クラブ	高齢介護課	陶芸センター	風連生涯学習担当
第2老人クラブ	高齢介護課	児童会館	児童センター
第3老人クラブ	高齢介護課	地域交流センター	風連生涯学習担当
北老人クラブ	高齢介護課	農村環境改善センター	風連生涯学習担当
生きがいホビーセンター	高齢介護課	風連球場	風連生涯学習担当
一般廃棄物埋立処分場	環境生活課	農業振興センター	農務課
市民文化センター	生涯学習課	農畜産物加工施設(グリーンハウス)	農務課
市立天文台	天文台	浄水場	浄水場
浄水場	浄水場	日進地区浄水場	浄水場
農産物簡易加工施設(あぐりん館)	農務課	浄水管理センター(下水処理場)	処理場
		児童クラブ	児童センター
		日進レクリエーションセンター	営業戦略課